

社会保障の拡充を求める要望書の回答

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1、 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。
- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。
- ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】 保険医療課

- ① 昨年から県単位での運営となり、国保財政の健全化に向けた統一的な方針に基づき運営することになりました。そのような状況において、当町における今年度の応能割と応益割の比率は、昨年同様 68 対 32 となっています。今後、保険税の見直しを行う際には、低所得者の負担を配慮し、慎重に検討していきます。
- ② 当町では、所得が一定額以下の世帯に対し、均等割の軽減割合を 7・5・2 割としており、また、今年度の税率につきましても、従来の応能割、応益割の割合を維持し、低所得者に配慮した税率を設定しています。現在のところ、子どもの国保税均等割の軽減については、導入を検討していません。子どもに限らず、納付が困難な方には、税の軽減・減免制度により対応していきます。
- ③ 一般会計からの法定外繰入につきましても、国保財政の状況を勘案しながら、慎重に検討していきます。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年のアンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5% です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

- ① 保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。
- ② 災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】 保険医療課

- ① 経済的な事情により、国民健康保険税を支払うことが困難な方には、個々の状況を伺いながら対応してきたところですが、平成 30 年 3 月に明確な基準を定めた「伊奈町国民健康保険税の減免に関する取扱要綱」を策定し、同年 4 月より同要綱により、国民健康保険税の減免の申請・相談にも円滑に対応しています。また、国民健康保険税の減免につきましても、町ホームページ、広報等で掲載するほか、納税通知書に同

封している「国保だより」にも掲載し、広く周知に努めていきます。

- ② 災害により重大な損害を受けた方に対する減免についても「伊奈町国民健康保険税の減免に関する取扱要綱」において、規定を定めています。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療をためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。
- ② 申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】 保険医療課

- ① 経済的な事情により、窓口での一部負担金を支払うことが困難な方には、個々の状況を伺いながら対応してきたところですが、平成 31 年 3 月に明確な基準を定めた「伊奈町国民健康保険に係る一部負担金の減免及び徴収猶予に関する要綱」を策定し、同年 4 月より同要綱により、一部負担金の減免等の申請・相談にも円滑に対応しています。また、一部負担金の減免等につきましては、町ホームページ、広報等で掲載するほか、納税通知書に同封している「国保だより」にも掲載し、広く周知に努めていきます。
- ② 減免の申請にあたり、使用する様式は「伊奈町国民健康保険に関する規則」により規定したものを使用しています。申請をされる方には、減免等に際して必要事項を記入していただきます。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

- ① 滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。
- ② 滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】 収税課

- ① 滞納者には、納税相談をとおして個別の状況を把握したうえで納税をしていただいています。その中で、生活困窮者等については、必要に応じて国保税の減免制度や生活保護の手続きを関係各課へ案内し、個別の事情により滞納処分が適当でない場合には納税緩和措置等を講じています。
- ② 滞納処分の実施につきましては、税負担の公平性と最低限度の生活の保障など、社会的配慮を考慮し、財産調査や納税相談をとおして、滞納者の個別の実情を正確に把

握したうえで判断し実施しています。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。
- ② 窓口留置は行なわないでください。
- ③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】 保険医療課

当町においては、資格証明書の発行は行っておりません。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

- ① 委員を公募制にしてください。
- ② 公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】 保険医療課

- ① 国保運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員、保険医、保険薬剤師を代表する委員、公益を代表するの3区分から選出しています。委員の公募制につきましては、現在のところ導入予定はありません。
- ② 現在のところ、公聴会などを開く予定はありません。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

- ① 特定健診の本人負担を無料にしてください。
- ② 実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。
- ③ 住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。
- ④ 個人情報管理に留意してください。

【回答】 保険医療課

- ① 当町における特定健康診査に係る自己負担はありません。
- ② 特定健康診査は実施期間を地区医師会と協議し、6月から9月の4か月間としています。なお、健診項目につきましては、基本項目の他に、貧血・心電図などの検査も追加し実施しています。

- ④ 個人情報につきましては、取り扱いに留意し管理しています。

【回答】健康増進課

- ② 町では、がん検診等事業年間カレンダーを年度初めに全戸配布し、受診される方が計画的にがん検診等を受けていただけるようにしています。
また、平成 29 年度より胃がんリスク検査を実施、平成 30 年度からは、胃内視鏡検診を実施し制度の拡充に努めています。
- ③ 保健師は、乳幼児から高齢者まで幅広い世代に関わり、住民の健康づくりに大きく関わっており、今年度は 3 名を採用したところです。
- ④ 伊奈町個人情報保護条例に則り、個人情報の保護に努めています。

2、後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

- (1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。
(2) 健康長寿事業を拡充してください。
(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】保険医療課

- (1) 現在、資格証明書の交付者はいません。
(2) 保養施設の利用助成として、年度内 2 泊まで 1 泊あたり 1,000 円の補助を行っています。また、75 歳になったときに、被保険者証と一緒に「75 歳からの健康づくり」というパンフレットを同封しています。
(3) 国民健康保険の特定健康診査と同期間に健康診査を行っています。人間ドックについては、年度内 1 回まで 20,000 円の補助を行い、年間を通じて実施しています。また、埼玉県後期高齢者医療広域連合が、昨年度中に 75 歳になられた方を対象とした無料の健康長寿歯科健診を行っています。今後も広報を通じて健診等の周知に努めていきます。

【回答】健康増進課

- (3) がん検診、歯科健診の自己負担額は、医療機関への委託料金の原則 1 割負担としています。ただし、生活保護受給者の方は無料、70 歳以上の方の胃がん・肺がんの集団検診についての自己負担はありません。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

- (1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】 福祉課

第7期介護保険事業計画の1年目を経過し、事業計画の平成30年度の取り組み等について検証を行っています。各事業において、概ね計画どおりの推移となっています。地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費についても同様です。地域支援事業について、推移から見ますと、予算の予想を超えての実施は無いものと考えています。仮に予算を超えた場合でも、サービスの提供を制限することはありません。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】 福祉課

介護予防事業のA類型につきましては、訪問型サービスAは、シルバー人材センターに委託、通所型サービスAは民間の事業所を指定して実施しています。

B類型の住民主体によるサービスについては実施にいたっていません。地域の担い手を増やすために、生活支援コーディネーター等と連携を図りながら、必要な支援を行っていきます。

一般介護予防事業では、ロコモコール講習会、いきいき脳力教室、ロコラジサロンを実施し、運動機能低下防止のロコモ体操をマスターし、地域で活動していただくサポーターを養成しています。サポーターの人数は現在32名で、地域のサロンなどでロコモ体操を実施し、地域の担い手として活動いただいています。引き続き、サポーターを養成していきます。また、地域住民の方が主体で設置している、高齢者が集える場所が6ヶ所開設しています。

認知症サポーター養成講座も実施しており、地域住民のほかに大学生、学校関係者や企業職員向けにも実施しており、サポーター数は累計で約2,700名となっています。今後も引き続き実施していきます。

2、 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

- (1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。
- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障してください。

【回答】 福祉課

- (1) 現行相当サービスとして、これまでと変わらない介護サービスの提供を実施しています。
- (2) 現行相当サービスを提供した場合、介護保険制度は全国一律の制度ですので、従来どおりの金額です。

3. 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】 福祉課

高齢者の在宅支援といたしましては、医療と介護の連携や地域住民間の支え合いが重要と考えています。町では住み慣れた地域で高齢者の方が自分らしい暮らしを継続できるよう、医療機関と介護事業者等との連携を進めています。

地域の方々やボランティアの方にもご協力をいただきながら、支え合い、助け合いの町づくりに取り組んでいきます。

- (2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】 福祉課

町では、認知症の早期対応に向けた支援として、認知症初期集中支援チームを設置しています。また、認知症の方やその家族の方が相談できる場所として「オレンジカフェ」が月1回開設されています。地域包括支援センターでは、介護者の学習会、交流会を実施し、悩みの解消や、リフレッシュを図っています。

- (3) 在宅生活を保障するための定期巡回 24 時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回 24 時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】 福祉課

現在、町内には、定期巡回型のサービスはありませんが、サービス利用の希望がある場合には、近隣市の事業所を指定し、サービスを受けることが可能です。現在は近隣の事業所を指定し、2 名の方が利用しています。今期計画の中では公募の予定はありません。

4、 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

- (1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてください。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】福祉課

介護現場における安定的な人材確保を図るため、労働環境の改善への取り組みが重要であると考えていますが、労働基準法により、労働時間の適正な把握や管理等は事業主が講ずるものとなっています。

- (2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】福祉課

技能実習の基本理念及び関係者の責務として、国は技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない、としています。人権侵害につきましても、その行為について禁止規定や罰則を設ける対策を講じるなど制度の整備が行われています。伊奈町の現状は、数名の外国人の方が伊奈町の介護施設で仕事に就いていると把握しています。技能実習制度を活用した就労かは把握していませんが、就労に関して、問題等が生じたという報告は受けていません。今後も必要なサービスの提供を確保するために、国や県と連携をしていきます。

- (3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】福祉課

国や県等から得た情報は、必要に応じ、町内事業所等へ情報提供しています。ハラスメントに関する情報として、国が実施した介護現場における利用者や家族等からのハラスメントの実態調査情報や、介護職員が安心して働くことができるハラスメ

ントのない労働環境を構築するためのハラスメント対策マニュアル作成について情報提供しています。

5、 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】福祉課

町には、特別養護老人ホームが4施設あります。定員の合計は419人です。近隣市と比較し、充実した状況にあると考えています。小規模多機能型居宅介護施設は1ヶ所です。今期計画の中で公募の予定はありません。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】福祉課

低所得者の方が施設サービスを利用した際の費用の中で、居住費と食費についての軽減制度があります。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】福祉課

町内に4施設ある特別養護老人ホームにおいて、要介護1・2の方も入所している状況です。

6、 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

- (1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と使途を教えてください。
- (2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と使途を教えてください。
- (3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】福祉課

- (1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額は、4,068,000円で地域支援事業費に充当しました。
- (2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額ですが、現在評価作業中であり、お答えできる段階にありません。

(3) 町の取り組みについて、適正な評価を実施していきます。

7、 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】 福祉課

介護保険料は、事業計画中の総給付見込み額や被保険者数で法定負担割合から算出しています。町の高齢化率も年々増加傾向にある中で、サービス見込量を精査し、準備金の取り崩しを行い、保険料の上昇を抑制するかたちで保険料額を検討し算出しています。また、一般会計から繰入れることができる割合は、法律で定められています。

介護保険料は継続的な介護保険制度の運営や、皆様が安心して介護サービスを受けていただくための大切な財源となっていますので、ご理解ください。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかのように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】 福祉課

令和元年10月の消費税の引き上げに伴い、低所得者に対する介護保険料の軽減措置の拡大が実施されます。介護保険料は、継続的な介護保険制度の運営や、皆様が安心して介護サービスを受けていただくための大切な財源となっています。現時点での、町独自の減免の予定はありません。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】 福祉課

保険料の納付が滞っている方に対し、制度についての理解を求め、滞納した場合のペナルティなど丁寧な説明をしています。その中で、納付相談を行っています。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっているか教えてください。

【回答】 福祉課

第7期介護保険事業計画では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳や自分らしい生き方が尊重され安心して生活していくことができる地域づくりに重点をおいています。1年目が経過し、事業計画の平成30年度の取り組み等について検証を行っているところです。各事業において、概ね予想どおりの推移となっています。平成30年度の給付実績は、目標値に近い数値となっています。

8、 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】 福祉課

所得の低い方に対する軽減制度としまして、施設サービスを利用した際の、居住費と食費の負担を軽減する制度や、介護サービス利用者負担の合計額が高額になった場合の軽減制度があります。また、町独自の軽減制度で、低所得者に対する居宅介護サービス費の利用料の軽減制度があります。

9、 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】 福祉課

虐待件数の報告は、15件ありました。

相談の対応としましては、福祉課及び社会福祉協議会などの関係部署と協力し、世帯状況、サービス等を踏まえながらその後の対応方法を検討しています。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップアップが必要です。

- (1) 進捗状況を教えてください。
- (2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。
- (3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。
- (4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】 福祉課

- (1) 現在、上尾市、桶川市及び伊奈町を圏域として、障がい者に対する相談支援の広域的な強化を図るため、2市1町と圏域内で障害者生活支援センターを運営する4法人と協議を重ねています。その中で、地域生活支援拠点事業についても令和2年度中に面的整備を図ることを目指し、協議を行っています。具体的には緊急時に対応できる

地域の体制づくりや受入れの場の確保、緊急事態にならないための相談支援や体験の機会の提供などを検討しています。

- (2) 緊急時に対応できる地域の体制づくりや受入れの場の確保など、圏域の事業所等様々な機関の協力をいただきながら体制を整備し、必要な予算措置を講じていきたいと考えています。
- (3) 地域の様々な機関が拠点としての役割を分担する面的整備を図ることで検討を行っています。
- (4) 地域自立支援協議会を活用するなど、当事者の方のニーズも踏まえ、圏域の実情に応じた事業としていきます。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。平成 29 年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とする。

- ① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】
 - GH 併設型
 - 単独型
- ② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】
- ③ 障害者支援施設の活用 等

2、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。
- (2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。
- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】福祉課

- (1) 平成 29 年度に実施した障害福祉に関するアンケート（460 名が回答）において、施設やグループホームへの将来的な入所または継続入所を希望する方は、回答者の約 2 割となっていますが、潜在的な希望者については把握できていないのが実情です。
- (2) 第 5 期障害福祉計画において、社会福祉法人や N P O 法人等、民間の活力を活用したグループホームのさらなる設立を支援することとしています。

- (3) 老障介護世帯で支援が必要な家庭については、障害者生活支援センターや地域包括支援センター、障害・介護サービス事業所などあらゆる機関と連携し、把握に努め、生活全般にわたる支援を行っています。

今後は、地域生活支援拠点事業も活用しながら、安心して生活を送ることができるようさらなる支援に努めます。

3、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。
- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。
- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】 保険医療課

- (1) 県では、平成31年1月1日以降に新たに資格を取得した人を対象に所得制限を導入しました。それ以前に資格を取得している人に関しては、経過措置として令和4年9月末まで所得制限が導入されないこととなりました。
当町では、平成31年1月1日以降に新規に資格を取得した方につきましても、県の経過措置の対象である令和4年9月末までは、所得制限を導入しません。
- (2) 町内の契約医療機関では、すでに現物給付を実施しています。町民にとって身近な「かかりつけ医」として、日頃の健康維持や病気時に、町内の医療機関を利用することが望ましいといった観点もあることから、現物給付の広域化等について現時点では要望していく予定はありません。
- (3) 精神障害者の2級までの対象拡大については、対象者数も大幅に増加するため、財政的に困難であると考えています。

4、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。
- (2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。
- (3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。
- (4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】 福祉課

- (1) 実施しています。
- (2) 利用時間の拡大については、機会を捉えて県に働きかけを行います。

- (3) 本来 1 時間 950 円の負担となるところを町が 450 円助成することで、1 時間 500 円でご利用いただいています。
- (4) 補助金の拡大については、機会を捉えて県に働きかけを行います。

5、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は 3 障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。
- (2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】福祉課

- (1) 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳④・A、精神福祉保健手帳 1 級の方は、福祉タクシー利用券の助成又は燃料費の助成制度を選択し利用することができます。福祉タクシーについては、介助者の方が障がい者ご本人と同乗しても利用できます。燃料費助成については、障がい者ご本人又はご本人と同居する方が所有する車両が対象となります。いずれの制度も所得制限や年齢制限はありません。
- (2) 補助金の復活については、機会を捉えて県に働きかけを行います。

6、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。
- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。
- (3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。
- (4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】福祉課

- (1) 障害者手帳所持者に対し、避難行動要支援者への登録申請についてご案内しており、登録を希望した方は、避難行動要支援者名簿に登録しています。
- (2) 福祉避難所は既存の社会福祉施設等とあらかじめ協定を締結し、体制整備に努めていますが、災害時は要支援者等の受け入れにあたり、優先順位や人数の制限等、町と施設との間で協議が必要なため、福祉避難所への直接の避難は考えておりません。
- (3) 災害時は自主防災組織を中心に、避難所運営や避難者の支援活動等を担うこととなり、救援物資の受入、配分も当該避難所が中心となります。避難所以外に救援物資を届けることは、今後の課題と考えています。
災害時は、町や自主防災組織の人員、活動にも限りがありますので、要支援者等を除いては個別の対応は難しいと考えています。

(4) 個人情報保護の観点から災害時の状況に応じた対応をして参ります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1、 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。
- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】 子育て支援課

- ① 平成31年4月1日現在の待機児童数は、0人です。
- ② 町内の保育施設は、認可保育所(園)が8園に小規模保育事業所が3園の計11園で、定員合計は717人です。弾力化後の入所状況は次のとおりです。
4月1日現在の入所児童数は、町外者も含めて、0歳児：57人、1歳児：127人、2歳児：140人、3歳児：146人、4歳児：135人、5歳児：147人、合計752人です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。
- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。
- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】 子育て支援課

- ① 町では、「子ども・子育て支援事業計画」で計画した保育施設を平成28年度までに整備し、認可保育所と地域型保育所事業を合わせ11施設・定員合計717人を整備しました。この結果、厚生労働省基準による4月1日現在の待機児童数は、平成28年が0人、平成29年が1人、平成30年が1人、平成31年が0人となり、かなり改善が進んでいると認識しているところです。

このような待機児童の状況でもあり、現時点におきましては、認可保育所を新たに増設する計画はありません。ただし、「幼児教育の無償化」が実施されると入所希望者が増加することも予想されますので、令和2年度からの「第2期子ども・子育て支援事業計画」策定の中で保育ニーズを慎重に見込み、必要に応じて施設整備等を検討したいと考えています。

- ② 育成支援児童に対する保育・療育については、受け入れに努力していますが、例

えば、それぞれの児童が持つ疾患や障がい及び疾患等が引き起こすアクセシビリティに対し、十分な対応力を持つ人材の確保や専用の保育室を設置する必要性など、財政面はもとより設備面、人材面においても困難な課題が多く、検討していきたいと考えています。

③ 現在、町内には企業主導型保育施設を除く認可外保育施設はありませんので、認可外保育施設が認可保育所に移行する計画はありません。

2、 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】 子育て支援課

保育士の処遇は、雇用関係の中で改善されるべきものと認識していますが、町では、処遇改善加算Ⅱの積極的活用に取り組みました。

その結果、平成 29 年度に引き続き平成 30 年度も、町内の私立保育園全 9 園が、副主任加算や部門別リーダー加算を算定することができ、処遇改善が図られました。

また、町で実施する、事業者指導の中で、委託料に占める人件費の割合を確認することにより、委託料が保育士の人件費等に適切に配分されるよう確認を行っています。

3、 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である 0 歳～2 歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により 3 歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】 子育て支援課

これまで「食材料費」は保育料に含まれていましたが、「幼児教育の無償化」により、保育料から切り離され「副食費」としてこれまでと同様に自己負担いただくものです。

また、一定の所得階層の方は、「副食費」の負担が免除される制度もあることから、これまでの保育料よりも副食費負担が重くなる「逆転現象」は生じないものと認識しています。

4、 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならない、そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5 年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

【回答】 子育て支援課

(1) 町では、毎月、保育施設代表者会議を開催し、各種研修会の情報提供や事故等からの安全確保のための注意喚起を行い保育の質の向上に努めています。

また、私立保育園に対しては、認可園及び小規模保育事業所ともに、毎年一度は実地指導を実施し、保育の質の向上に努めています。

なお、平成 30 年度、公立保育所が中心となって実施した研修は、2 回で、その内容、参加状況は以下のとおりです。

第 1 回 内 容 「作業療法士から捉える保育に生かせる援助の仕方」

講 師 作業療法士 真田 まり子 氏

対 象 町内公立・私立保育所職員

心身障害児通園施設職員・子育て支援センター職員・行政職員

参加者数 44 人 公立保育所・通園施設・子育て支援センター：33 人

私立保育園：8 人、行政職員：3 人

第 2 回 内 容 「子どもを預かる施設における深刻事故予防とコミュニケーション」

講 師 心理学博士 掛札 逸美 氏

対 象 町内公立・私立保育所職員

心身障害児通園施設職員・子育て支援センター職員・行政職員

参加者数 47 人 公立保育所・通園施設・子育て支援センター：30 人

私立保育園：15 人、行政職員：2 人

(2) 現在、保育所を統廃合する計画はありません。また、育児休業中であっても、退職しなければ、退園扱いとなることはありません。

【学童】

5、 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】 子育て支援課

町では、平成 29 年度 7 月に規模の適正化を行い、13 クラブから 16 クラブとし、すべてのクラブの定員が 40 人以下となりました。また、定員総数は、585 名としました。

また、待機児童を出さないよう「全学年」・「全入」を原則とし、運営しています。

定員に対する登録割合の高い南児童クラブについては、平成 30 年度の夏休みから、予備の部屋を確保することで子どもたちが、安全に落ち着いて過ごせるよう配慮していますが、今後の利用動向につきましては、令和 2 年度からの「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」策定の中で慎重にニーズ把握を行い、必要性を判断していきます。

6、 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】子育て支援課

放課後児童支援員の処遇改善を図っており、放課後児童支援員処遇改善事業については国と県の補助金を活用していますが、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業については、町の他の臨時職員の処遇との均衡上、定期昇給制度がないため対象となりません。

しかしながら、町では、児童クラブ支援員等の賃金は、随時見直しを行っており、平成31年度からは、下記のとおりとしています。

これまで同様、その職務の困難さや特殊性、専門性に応じた評価をし、時給単価を町の他の職種よりも高く設定しています。

平成31（令和元）年度賃金一覧

児童クラブ	時給	他の職種	時給
常勤支援員	1,310円	保育士	990円
支援員	1,110円	調理員	940円
補助員	960円	一般事務	900円

7、 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】子育て支援課

国の人員基準の一部が緩和されましたが、当町としては、これまでの人員基準を踏襲し、常に「児童の安全」を第一に考えたクラブ運営に努めています。

【子ども医療費助成】

8、 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

- (1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引きつづき継続してください。まだ行なっていない場合は、実施を検討して下さい。
- (2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】保険医療課

- (1) 平成29年10月1日から、子ども医療費の助成対象年齢を「18歳年度末」まで拡大

しました。

(2) 中学3年生までの助成の拡大につきましては、県に要望を行っていく予定です。

5. 住民の最低生活を保障するために

1、生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

(1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】福祉課

当実施機関ではないため、制度を明記したパンフレットや申請書を窓口に設置することはできませんが、生活困窮者からの相談があった際は、誤解を与えるような発言や説明など対応に十分注意し、相談者には埼玉県が作成したパンフレットなどを利用し、生活保護制度を詳細に説明したうえで、申請の意思を確認しています。

2、生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】福祉課

実施機関ではないため、申請書の交付、受理につきましては、当町における生活保護の実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所と連携して対応しています。

3、保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくす

ために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】 福祉課

実施機関ではないため、生活保護決定・変更通知書につきましては、当町における生活保護の実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所へ要望してまいります。

4、 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われないことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと思います。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】 福祉課

実施機関ではないため、ケースワーカーの人事に関する回答は控えさせていただきます。

5、 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにしてください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】 福祉課

修学旅行準備金は、生活保護実施機関である埼玉県東部中央福祉事務所と連携して対応しています。

また、教育委員会から全児童・生徒に対し、就学援助に関するお知らせで制度を周知し、対象世帯には、個別に対応しています。

6、 自宅にエアコン等のない 65 歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度 4 以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年 7 月には熊谷市で 41・1 度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で 54,220 人、埼玉県内は 3,316 人と全国 4 番目の多さですが、死亡した人は 12 人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】 福祉課

自宅にエアコン等のない 65 歳以上の高齢者世帯、障害、傷病世帯、要介護度 4 以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の方に対しまして、埼玉県社会福祉協議会におきまして、生活福祉資金などの貸付制度をおこなっています。

自宅にエアコン等のない 65 歳以上高齢者のみの世帯、障害、傷病世帯、要介護度 4 以上の方のいる世帯、就学前の子どものいる世帯等の「熱中弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設していただけるよう、国や県に要望を伝えていきたいと考えています。

7、 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】 福祉課

当町では、生活困窮者に対し相談窓口などの情報提供を行い、相談を希望した方には担当課である福祉課に繋ぐなど各課及び関係機関と連携を図っています。

以上